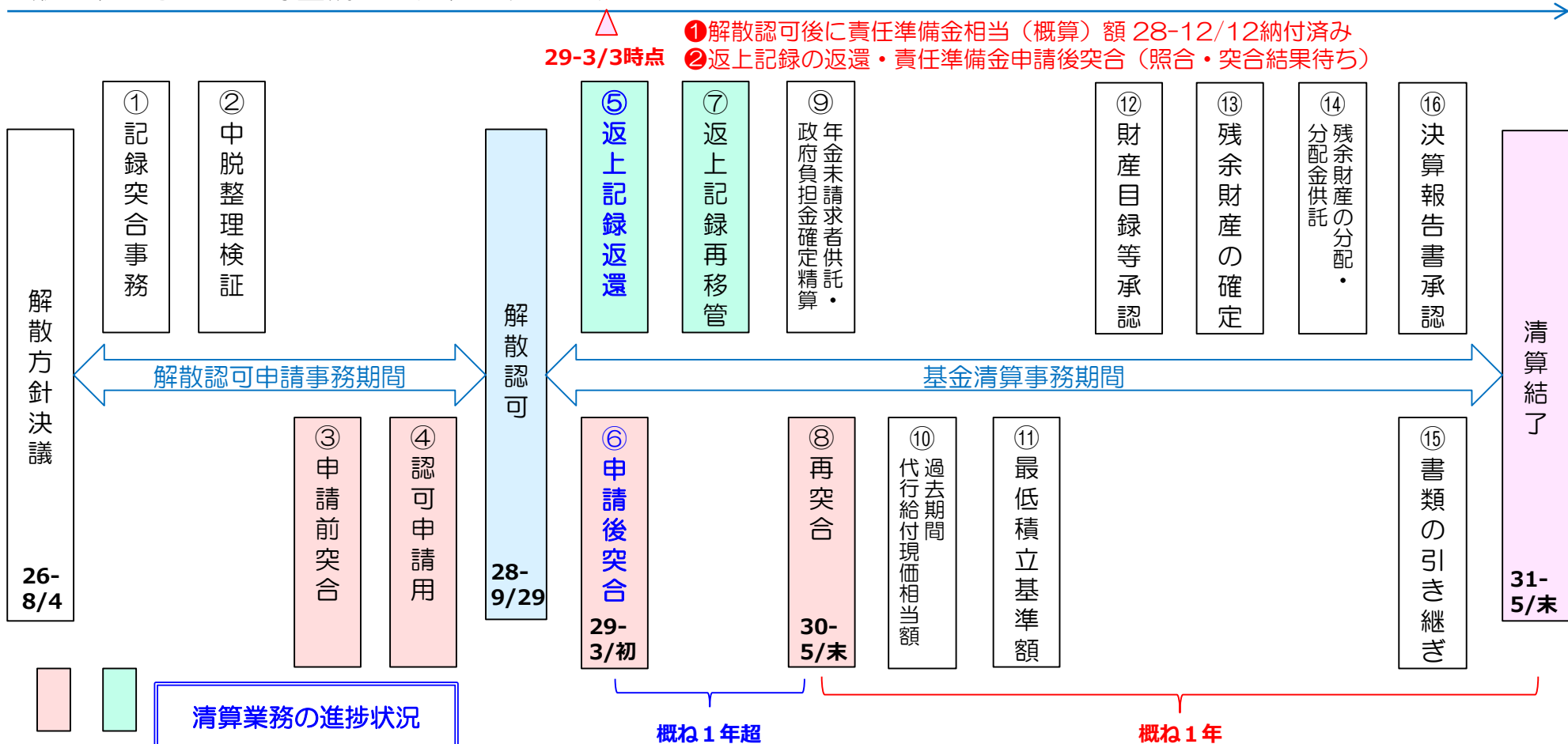


# 報告第2号 (1)記録整備の進捗状況及びスケジュール



## 清算業務の進捗状況

### ⑤返上記録返還

基礎年金番号が不明のため被保険者記録が取寄せられず、記録が返上できない状態となっている者が30名程度存在。

現在、墨田年金事務所へ基礎年金番号の照会依頼をかけており、基礎年金番号が判明次第、被保険者記録の取り寄せを再度依頼のうえ、記録補正後に、返上記録を再度返還します。

何等かのエラーが生じ、記録が返還できなかった場合は、再度原因を探り、この作業を繰り返す行います。

なお、解散厚生年金基金における年金受給者の返上記録は、最優先に返還を完了していることを申し添えます。

### ⑥申請後突合

解散後第1回目となる責任準備金の基礎データの本突合については、システム会社及び業務委託機関において、基礎データを作成のうえ、そのデータを提出。

突合結果が届くまでに2~3ヶ月程度かかり、その結果を待っている状態。

最終的には突合結果で不突合が無くなるまで、この作業を繰り返すこととなります。

最低責任準備金様式第3号データ

返上記録4号データ